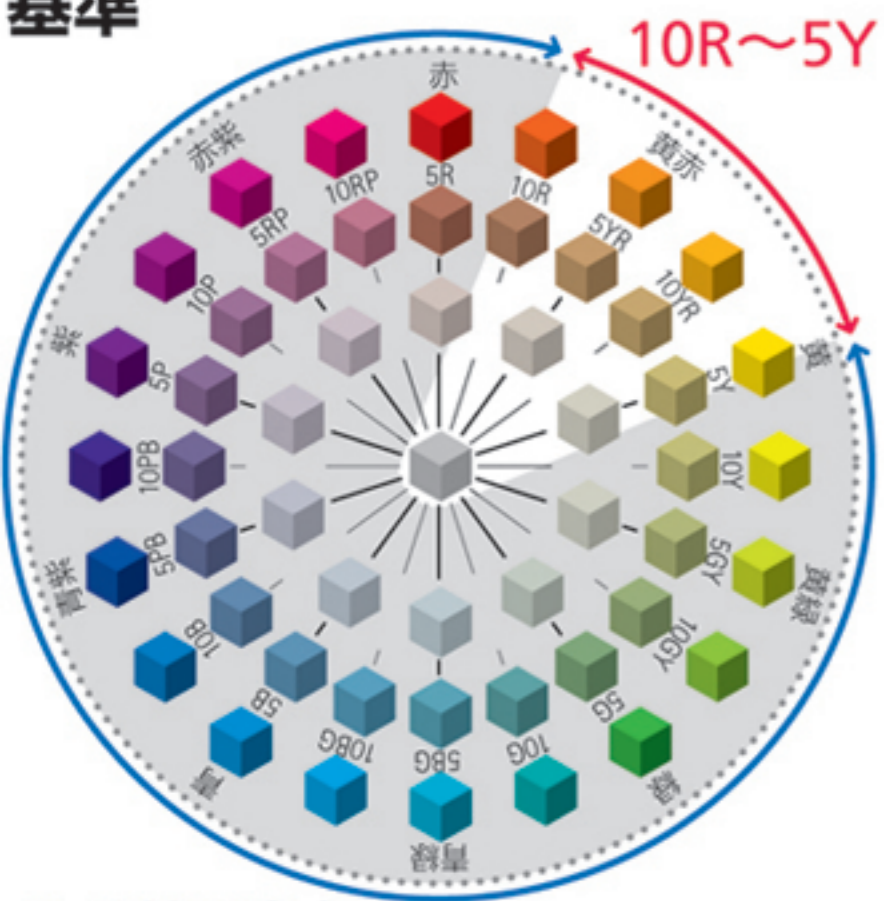


東海岸町地区 A,B,D の色彩基準



その他の色相

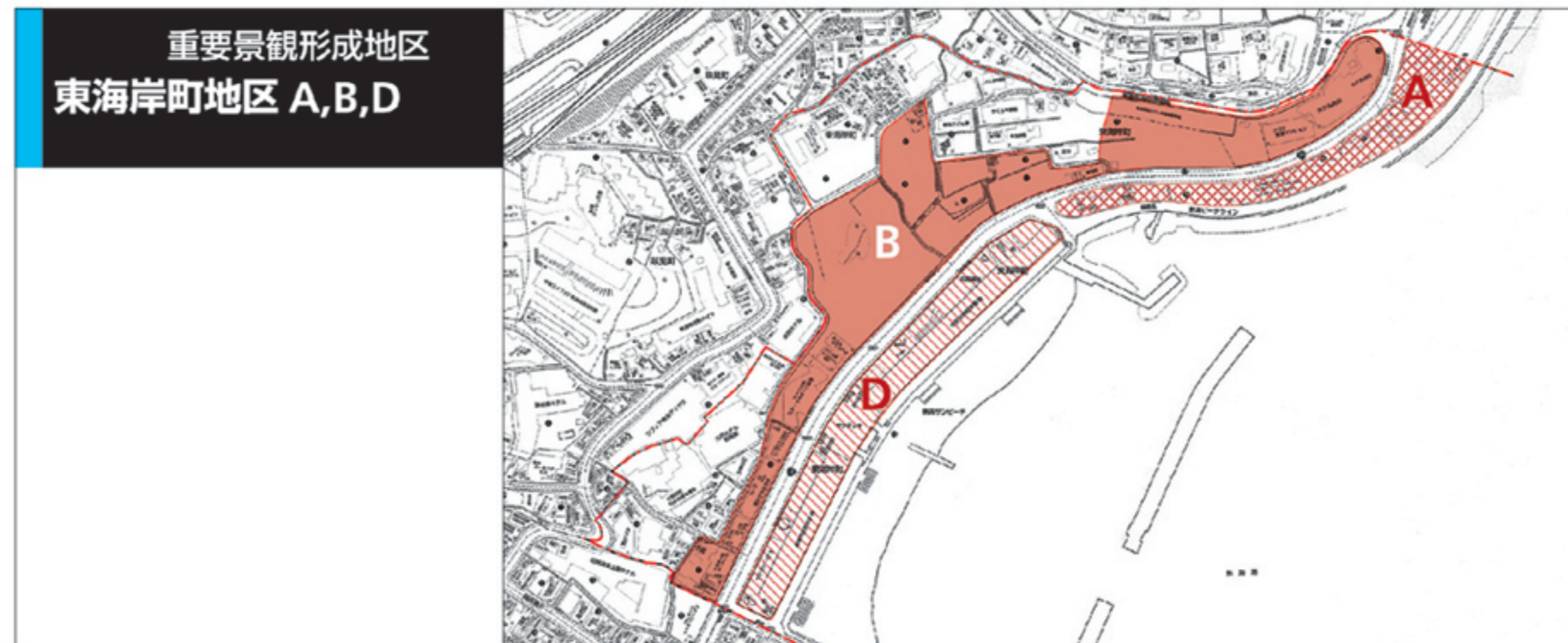
建築物の外壁の基調色 ー使用できる色彩の範囲

マンセル値【色の三属性による表示法 (JISZ8721)】		
色相	彩度	明度
10R ~ 5Y	2 以下	7 以上
その他	使用不可	
無彩色 (N)	—	

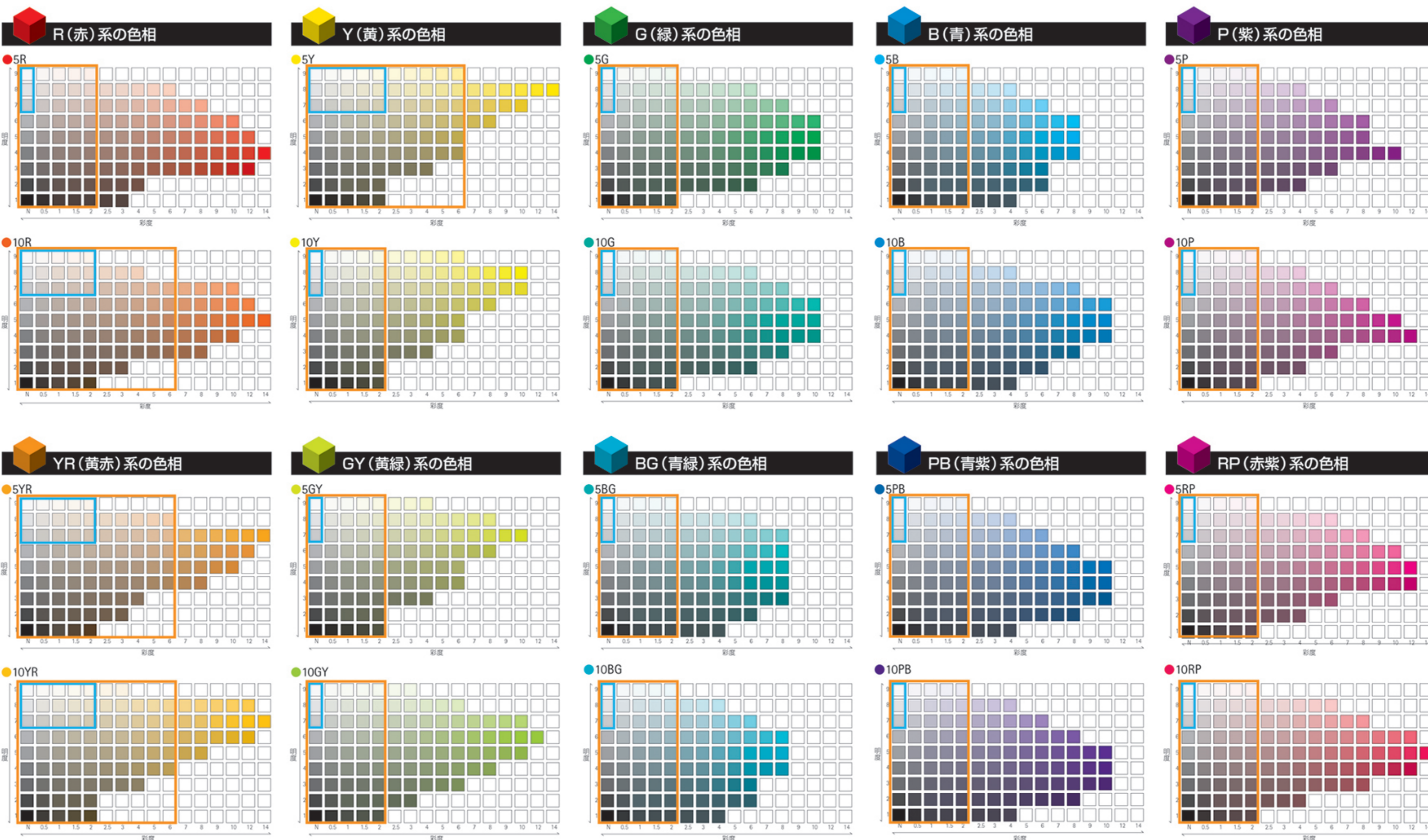
建築物の1階及びその他の外装色 (基調色以外の部分) ー使用できる色彩の範囲

マンセル値【色の三属性による表示法 (JISZ8721)】		
色相	彩度	明度
10R ~ 5Y	6 以下	制限なし
その他	2 以下	
無彩色 (N)	—	

※「建築物の1階及びその他の外装色」には面積10㎡未満の部分に使われる色彩は含まない。
 ※「その他の外装色」は、外壁面積の5分の1未満とし、その割合は建物の一面ごとに算出する。
 ※「その他の外装色」は、パラペット、塔屋、陸屋根の建築物頂部に施した勾配形状の部分を含む。



工作物の外観の色彩 ー全市域の「工作物の外観の色彩」の基準に準ずる



※印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。